

==== 公布された規則のあらまし ====

会計管理者の設置に伴う関係規則の整備に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

平成18年の地方自治法の一部改正により、出納長制度が廃止され、一般職の職員のうちから知事が任命する会計管理者が会計事務をつかさどることとなったことに伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次の規則について、会計管理者制度への移行に伴う所要の規定の整備を行う。

- ア 鳥取県予算規則
- イ 職員の職の設置に関する規則
- ウ 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則
- エ 知事等の退職手当の支給に関する規則
- オ 鳥取県事務処理権限規則
- カ 鳥取県公有財産事務取扱規則
- キ 鳥取県宿舍管理規則
- ク 鳥取県会計規則
- ケ 鳥取県物品事務取扱規則
- コ 鳥取県債権管理事務取扱規則
- サ 鳥取県収入証紙規則
- シ 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則
- ス 鳥取県会計局及び庶務集中局設置規則
- セ 鳥取県会計局及び庶務集中局等事務決裁規則

(2) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成21年7月11日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

租税特別措置法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次の規則の規定について、規則中引用している租税特別措置法の根拠条項を改める。

- ア 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則
- イ 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則
- ウ 鳥取県事務処理権限規則

(2) 施行期日は、公布日とする。